

利用した覚えのない有料情報サービスの支払いを求める葉書が自宅に届いた。

① 相手方に連絡をとるべきか。

トラブルの事例

自宅に突然「債権管理回収業者」と名乗る会社から「最終勧告通知書」という葉書が届きました。過去に利用した有料情報サービスの料金が支払われていないので、すぐに連絡がほしいという内容で、連絡がない場合は自宅まで回収に来るということです。自分ではそんなサービスを利用した覚えはありませんが、ネットサーフィンをしているときにアダルトサイトに入ってしまったことがあります。それが問題だったのかもしれません。利用記録のある人にのみ通知しているとの内容も書かれてあるので、やはり連絡をとった方が良いのでしょうか。(男子学生2年)

解決策

架空請求は無視が原則ですので、この事例もそのように指示したところ、その後とくに問題は起きていません。男子学生はアダルトサイトや出会い系サイトを興味本位でのぞいてしまうことがあるため、その不安感につけこむ手口が目立ちます。葉書に書かれた電話番号に連絡すると、逆にこちらの情報を知られてしまうので、絶対にコンタクトをとらないことが大切です。ただし、なかには少額訴訟制度や支払督促制度を利用した手口もありますので、発送元が裁判所である書類が届いた場合は、裁判所に確認するか消費者センターなどに相談します。

POINT—●ここがポイント

裁判所から届いた書類が正式な手続きと判明した場合は、架空の債権が法律上有効と認められてしまうことがあるため無視してはならない。少額訴訟制度では審理当日に出頭して債権がないことを主張する必要があり、これを怠ると債権者の主張をすべて肯定することにつながる。それ以外の場合は、無視してまず問題ない。

●葉書による請求書面の例

督 促 状
<p>以前より、再三通告致しておりました支払い請求に付きましての回答及び、入金確認が、未だ取れない為、貴殿名義の債権は、○○○債権調査機構より不良債権扱いとされ、今後全ての回収作業に関しましては、当社（債権回収専門業者）が、引き継ぎ行う報告と共に、貴殿に対しましては、弊社顧問弁護士と協議の結果、平成○年○月○日期限を切り最終和解案を決定致しましたので、再度通知致します。</p> <p>請求金額 ￥127,840 ※督促費用、延滞損害金込み</p> <p>請求金額を確認の上、下記迄至急連絡下さい！ 尚、貴殿より連絡無き場合は、法的手続きを致す前に全国営業所より回収作業員が自宅、職場等に直接向かい回収致しますのでご了承下さい。</p> <p>※契約書及び明細請求書等は入金確認後和解終了書と共に送付致します</p> <hr/> <p>△☆債権回収センター 東京都港区○○○○ 回収担当者 ○○○○ TEL: 03-○○○○-○○○○ AM10:00~PM6:00 土日・祝日休み</p>

◆個人情報を守るには

column

個人情報をめぐる犯罪の大半は携帯電話やインターネットの利用によるものです。不用意に個人情報を入力したり、興味本位で怪しいサイトにアクセスしないことが何よりも大切です。また、以下のような点に注意させましょう。

- ①携帯電話番号や「個体識別番号」などから個人情報は伝わらない。
- ②銀行やクレジットカード会社では、メール、電話、封書などいかなる方法でも、カード番号や暗証番号を尋ねることはない。
- ③不特定多数の人が利用するパソコンからは個人情報につながるサイトにアクセスしない。IDを使ったら必ずログアウトを。
- ④ゴミも個人情報の宝庫。葉書などを捨てる場合は、細かく裁断したりする工夫を。
- ⑤住所録、年賀状、名刺など、他人の個人情報管理もしっかりと。